

一般社団法人 萌雲会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人萌雲会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を島根県出雲市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員間の相互扶助、親睦、連携を図るための事業
- (2) 会員名簿及び会報発行等の事業
- (3) 医学研究・医学教育等の支援・振興を図るための助成事業
- (4) 地域医療・保険・福祉の発展への支援・助成事業
- (5) 学内外の各種文化活動の開催、後援等の事業
- (6) 上記各号の事業の他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 当法人の会員資格は、次のとおりとする。

(1) 正会員

- イ 島根医科大学及び島根大学医学部の卒業生
- ロ 島根医科大学大学院及び島根大学大学院医学系研究科の修了者で、当法人の目的に賛同し入会を希望する者。

- (2) 特別会員 島根医科大学及び島根大学医学部の学長、副学長、学部長、教授並びにそれらの職にあった者。
- (3) 名誉会員 当法人に対し功労顕著であって、理事会により推薦された者。
- (4) 準会員 上記以外の島根医科大学及び島根大学医学部の関係者で、当法人の目的に賛同し、理事会の決議により承認された者。

2 当法人に、第4章の規定に基づき、正会員の中から選出された代議員を置き、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の権利）

第6条 正会員は、第4章に定める代議員選挙の選挙権及び被選挙権を有するほか、法人法に規定された次に掲げる権利を代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（会員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使の記録の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項の権利（代議員会議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約書の閲覧等）

（入会及び会費等）

第7条 正会員になるには、当法人所定の入会申込書により入会の申し込みをし、会長の承認を得なければならない。

- 2 当法人の正会員、特別会員及び準会員は、代議員会において別に定める会費を支払わなければならない。
- 3 一旦納付された会費は、いかなる事由に依るも返却しない。

（会員の資格喪失）

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 第7条第2項の会費を5年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総代議員の同意があったとき。

(退 会)

第9条 当法人の会員は次の事由によって退会する。

- (1) 会員資格の喪失
- (2) 会員本人の退会の申し出

2 当法人の会員が退会しようとするときは、理由を付して会長に退会届を文書により提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員会の決議により除名することができる。

- (1) 法人の名誉を毀損し、または本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名しようとする時は、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 会員の除名決議が成立したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第4章 代 議 員

(代議員)

第11条 当法人に代議員を置き、代議員をもって法人法上の社員とする。代議員は、第41条に基づき設置された支部ごとに選出された正会員とする。

(代議員の選出)

第12条 代議員は総数を50名以内とし、選挙により選出する。代議員の選出を行うために必要な細則は、理事会がこれを定める。

(代議員の任期)

第13条 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 代議員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

3 前項の規定にかかわらず、代議員が代議員会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え又は理事若しくは監事の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条又は第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有

しないこととする。

- 4 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

(補欠代議員の予選)

第 14 条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときに備えて、あらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- 2 補欠の代議員を予選する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 名又は 2 名以上の特定の代議員の補欠代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員 (2 名以上の代議員の補欠として選出した場合にあっては、当該 2 名以上の代議員) につき 2 名以上の補欠代議員を選出するときは、当該補欠代議員相互間の優先順位
- 3 第 1 項の補欠代議員の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

第 5 章 代議員会

(構成)

第 15 条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 前項の代議員会をもって、法人法上の社員総会とする。

(開催)

第 16 条 代議員会は、定時代議員会を毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する他、必要がある場合に臨時代議員会を開催する。

- 2 代議員会は代議員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第 17 条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、他の理事がこれを招集する。

- 2 次に掲げる場合には、会長は臨時代議員会を招集しなければならない。

- (1) 総代議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員が、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求したとき。
- (2) 理事会が招集を決議したとき。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、4 週間以内に代議員会を招集しなければならない。
- 4 代議員会を招集するときは、総代議員に対し、会議の日時、場所、目的及び議題その他法務省令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

(代議員会の議長及び副議長の選定)

第 18 条 代議員会に、議長 1 名、副議長 1 名を置く。

- 2 議長及び副議長は、代議員会において、出席した代議員の中から選定する。

(代議員会の任務)

第 19 条 定時代議員会では、次の事項について審議、決議する。

- (1) 事業報告及び決算に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 役員に関する事項
- (4) その他理事会で必要と認めた事項

(議決権)

第 20 条 代議員会における議決権は 1 代議員につき 1 個とする。

(決議の方法)

第 21 条 代議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合の除き、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。
 - (1) 代議員及び会員の除名
 - (2) 理事の解任
 - (3) 監事の解任
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(代議員会への出席発言)

第 22 条 役員は、代議員会に出席して、発言することができる。代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

- 2 代議員ではない正会員は、議長の許可を得て代議員会に出席し、発言することができるが、議決権はない。

(議決権の代理行使)

第 23 条 代議員は、自己が所属する支部の正会員若しくは議長を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、代議員会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(書面等による議決権の行使)

第 24 条 代議員会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面又は電磁的な方法により議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により書面又は電磁的な方法によって行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権数に算入する。

(代議員会の決議の省略)

第 25 条 理事又は代議員が代議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき代議員の全員が書面又は電磁的な方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の代議員会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が代議員全員に対して代議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を代議員会に報告することを要しないことにつき代議員の全員が書面又は電磁的な方法により同意の意思表示をしたときは、当該事項の代議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 代議員会の議事については、法律で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び代議員会において選出された議事録署名人 2 名が、記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員の設置)

第 27 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内で、正会員から選任する。

(2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち、1 名を会長とし、2 名以内を副会長とすることができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 28 条 理事及び監事は、代議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 人とその配偶者又は 3 親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）である理事の数が、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し法令及び本定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査をすることができる。

(役員の任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の残存期間と同一とする。
- 5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 27 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 32 条 理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第 33 条 当法人の役員は、無報酬とする。

第 7 章 理 事 会

(理事会の設置)

第 34 条 当法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 35 条 理事会は、法令又は別に本定款で定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定と解任

(開 催)

第 36 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。なお、理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 法令又は別に本定款で定めるものの他、会長以外の 3 名以上の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招 集)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 38 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決 議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときは除く）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が欠席の場合は、出席した理事及び監事の全員がこれに記名押印する。

第 8 章 支 部

(支部の設置)

第 41 条 当法人は、必要に応じて各地区に支部を置くことができる。

2 支部の設置は理事会の承認を必要とする。

3 支部は支部長を選任する。

4 支部運営は支部長が当たる。

5 支部を運営するために規程を設けることができる。規程は理事会の決議により、会長が定める。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 42 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 当法人の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類に際しては、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については定時代議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 当法人は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第47条 当法人は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 事務局

(事務局)

第 50 条 当法人に、事務局を置く。

- 2 事務局には事務職員を置くことができ、事務職員は会計及び会務を補佐する。
- 3 事務職員は、理事会の承認を得て、会長が任命する。
- 4 事務局を運用するために、細則を設けることができる。細則は理事会の決議により、会長が定める。

第 13 章 補 則

第 51 条 本定款に定めるものの他、当法人の運営に関する事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

- 2 本定款を運用するために、細則を設けることができる。細則は理事会の決議により、会長が定める。

附 則

- 1 本定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令によるものとする。
- 2 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。
- 3 当法人の設立時社員は、次のとおりとする。

住 所 島根県隠岐郡隠岐の島町郡 579 番地 6

設立時社員 佐藤利昭

住 所 島根県松江市上乃木二丁目 1 番 29 号

設立時社員 内藤 篤

- 4 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 佐藤利昭、内藤篤、矢野健、細野克彦、森山賢治、内田一郎

設立時監事 太田美和

設立時代表理事（会長） 佐藤利昭

5 当法人の設立時における主たる事務所所在地は、次のとおりとする。

島根県出雲市塩冶町 89 番地 1